



## 郡山市教育振興基本計画審議会が 教育委員会へ答申します



ターゲット 4.7

令和元年 11 月 18 日  
郡山市教育委員会  
教育総務部総務課  
担当：大杉 美穂子  
TEL：924-2421

SDGs ターゲット 4.7「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を修得できるようにする」

郡山市教育振興基本計画審議会が、教育委員会からの諮問事項に対し答申を行います。

- 1 日時 11月20日(水) 午前9時30分
- 2 場所 市役所教育長室(本庁舎5階)
- 3 答申内容 (第3期)郡山市教育振興基本計画について
- 4 出席者 郡山市教育振興基本計画審議会  
会長 山下 治 様  
副会長 三部 香奈 様  
教育長  
教育総務部長  
学校教育部長

### <郡山市教育振興基本計画審議会>

教育基本法第17条の2及び郡山市教育振興基本計画審議会条例第1条の規定に基づき設置しています。

第3期(計画期間:令和2年~令和6年)郡山市教育振興基本計画の策定に際し、令和元年7月に郡山市教育委員会が諮問を行い、これまで1回の審議会及び各4回の分科会の会議を会催し、今回、答申をいただきます。

### <郡山市教育振興基本計画>

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地域の実情も応じ、地方公共団体が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。